

変電設備等の設置に係る審査基準（設置場所と保有距離）

この基準は、犬山市火災予防条例（昭和 37 年条例第 13 号。以下「条例」という。）第 11 条に規定する変電設備、第 12 条に規定する内燃機関を原動力とする発電設備（以下「発電設備」という。）及び第 13 条に規定する蓄電設備（以下「変電設備等」という。）の設置場所と保有距離に係る審査について必要な事項を定める。

1 用語の定義

(1) キュービクル式

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。）第 12 条第 1 項第 4 号イ(二)(1)に規定する消防庁長官が定める基準（昭和 50 年消防庁告示第 7 号の規定による。）に適合するキュービクル式の非常電源設備並びに条例第 11 条第 1 項第 3 項及び同条第 2 項に規定する消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものという。

(2) 不燃材料

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。

(3) 防火設備

建基法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備をいう。

(4) 条例不燃区画

条例第 11 条第 3 号に規定する不燃材料で区画された室内をいう。

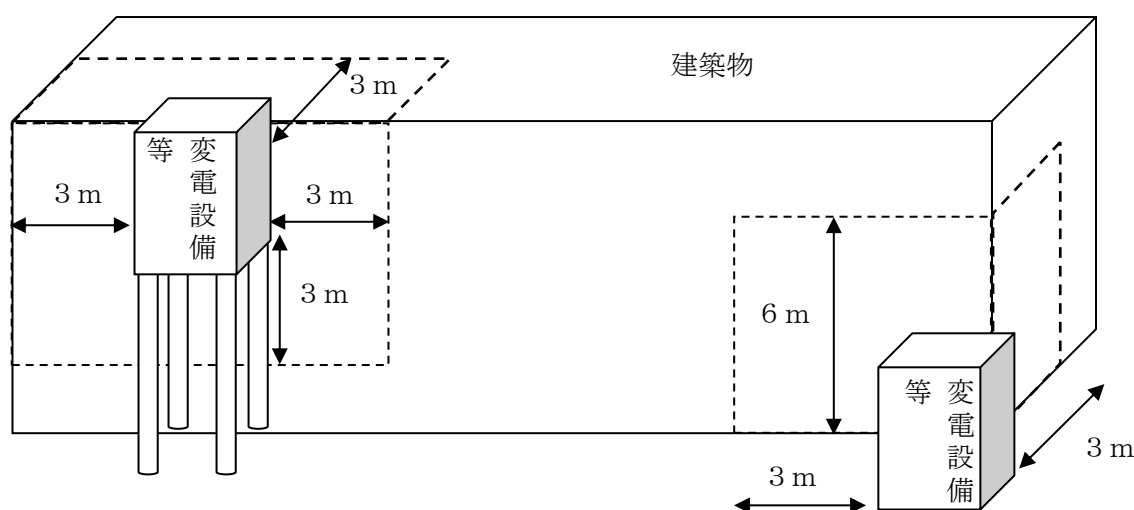
(5) 施行細則不燃室

消防法等施行細則（昭和 57 年規則第 27 号。）第 12 条に規定する防火上支障のない措置を講じた室をいう。

(6) 隣接する建築物の部分

変電設備等に隣接する建築物（工作物を含まない。）の部分で、変電設備等の設置面から上方 6 メートル（以下「m」という。）以内、下方 3 m 以内及び変電設備等の側方 3 m 以内をいう。なお、奥行きがあるような壁面や変電設備等の上端より下段にある天井の場合は、変電設備等から 3 m 以内の部分も前述同様に含む。（図 1 参照）

（図 1） ※点線内が「隣接する建築物の部分」を指す。



(7) 7 号告示

蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号）をいう。

2 変電設備

変電設備（全出力 20 キロワット以下を除く。）は、条例第 11 条の規定によるほか、次により設置すること。

(1) 設置場所

設置場所は、次のいずれかによること。

ア キュービクル式

(ア) 変電設備等と建築物等との間に、換気、点検及び整備に支障のない距離が保たれた屋内

(イ) 屋外 ※

イ キュービクル式以外

(ア) 条例不燃区画

(イ) 施行細則不燃室

(ウ) 屋外 ※

※ 変電設備等を屋外に設置する場合は、隣接する建築物の部分から 3 m（キュービクル式にあつては 1 m）以上の距離を有するとき、または変電設備等から 3 m（キュービクル式にあつては 1 m）未満の範囲に隣接する建築物の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。

(2) 保有距離

保有距離は、次に掲げる数値以上の距離を確保すること。

(単位：m)

機器名		保有距離を確保する部分				
		操作面	点検面	換気面 (自然換気口を含む)	キュービクル式以外の変電設備等	
キュービクル式	屋内	1.0	0.6	0.2	1.0	
	屋外	1.0	1.0※1	1.0※1	—	
キュービクル式以外	屋外	3.0※1	3.0※1	3.0※1	—	
	屋内	配電盤	1.0 (1.2)※2	0.6※3	0.2	—
		変圧器、コンデンサその他これらに類する器機	点検面		その他の面	
		0.6 (1.0)※2	0.1			

欄中の「-」は、保有距離の規程が適用されないものを示す。

※1 隣接する建築物の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該部分の開口部に防火設備が設けられている場合は、屋内に設ける場合の保有距離とすることができる。

※2 操作面が相互に面するもの。

※3 点検面に支障とならない部分についてはこの限りでない。

3 自家発電設備

自家発電設備（固定して用いるもの。）は、条例第12条（第4項を除く。）の規定によるほか、次により設置すること。

(1) 設置場所

設置場所は、2(1)を準用する。

(2) 保有距離

保有距離は、次に掲げる数値以上の距離を確保すること。

(単位：m)

機器名		保有距離を確保する部分				
		操作面	点検面	換気面 (自然換気口を含む)	キュービクル式以外の 変電設備等	
キュービクル式	屋内	1.0	0.6	0.2	1.0	
	屋外	1.0	1.0※1	1.0※1	—	
キュービクル式以外	屋外	3.0※1	3.0※1	3.0※1	—	
	屋内	操作盤	1.0 (1.2)※2	0.6	0.2※3	—
		発電機及び 内燃機関	周囲		相互間	
		0.6		1.0		

欄中の「—」は、保有距離の規程が適用されないものを示す。

※1 隣接する建築物の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該部分の開口部に防火設備が設けられている場合は、屋内に設ける場合の保有距離とすることができる。

※2 操作面が相互に面するもの。

※3 点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。

4 蓄電池設備

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、7号告示第2に定めるものを除く。）は、条例第13条の規定によるほか、次により設置すること。

(1) 設置場所は、次のいずれかによること。

ア キュービクル式

(ア) 建築物等との間に、換気、点検及び整備に支障のない距離が保たれた屋内

(イ) 屋外 ※

※ キュービクル式蓄電池設備を屋外に設置する場合は、隣接する建築物の部分から1m以上の距離を有するとき、またはキュービクル式蓄電池設備から1m未満の範囲に隣接する建築物の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。

イ キュービクル式以外

(ア) 条例不燃区画

(イ) 施行細則不燃室

(ウ) 屋外※

※ 7号告示第3号で定めるものに限る。

(2) 保有距離

保有距離は、次に掲げる数値以上の距離を確保すること。

(単位：m)

機器名			保有距離を確保する部分			
			操作面	点検面	換気面 (自然換気口を含む)	キュービクル式以外の変電設備等
キュービクル式	屋内		1.0	0.6	0.2	1.0
	屋外		1.0	1.0※1	1.0※1	—
キュービクル式以外	屋外	7号告示第3号	1.0	0.6	0.2	—
	屋内	充電装置	1.0	0.6	0.2	—
		蓄電池	点検面	列の相互間		その他の面
			0.6	0.6	1.0※2	0.1※3

欄中の「-」は、保有距離の規程が適用されないものを示す。

※1 隣接する建築物の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該部分の開口部に防火設備が設けられている場合は、屋内に設ける場合の保有距離とすることができる。

※2 架台等に設ける場合で蓄電池の上端の高さが床面から1.6mを超えるもの。

※3 単位電槽相互間を除く。

附 則

- 1 この基準は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この基準は令和6年2月8日から施行する。